

西大寺一条線芝生空間 貸出のご案内

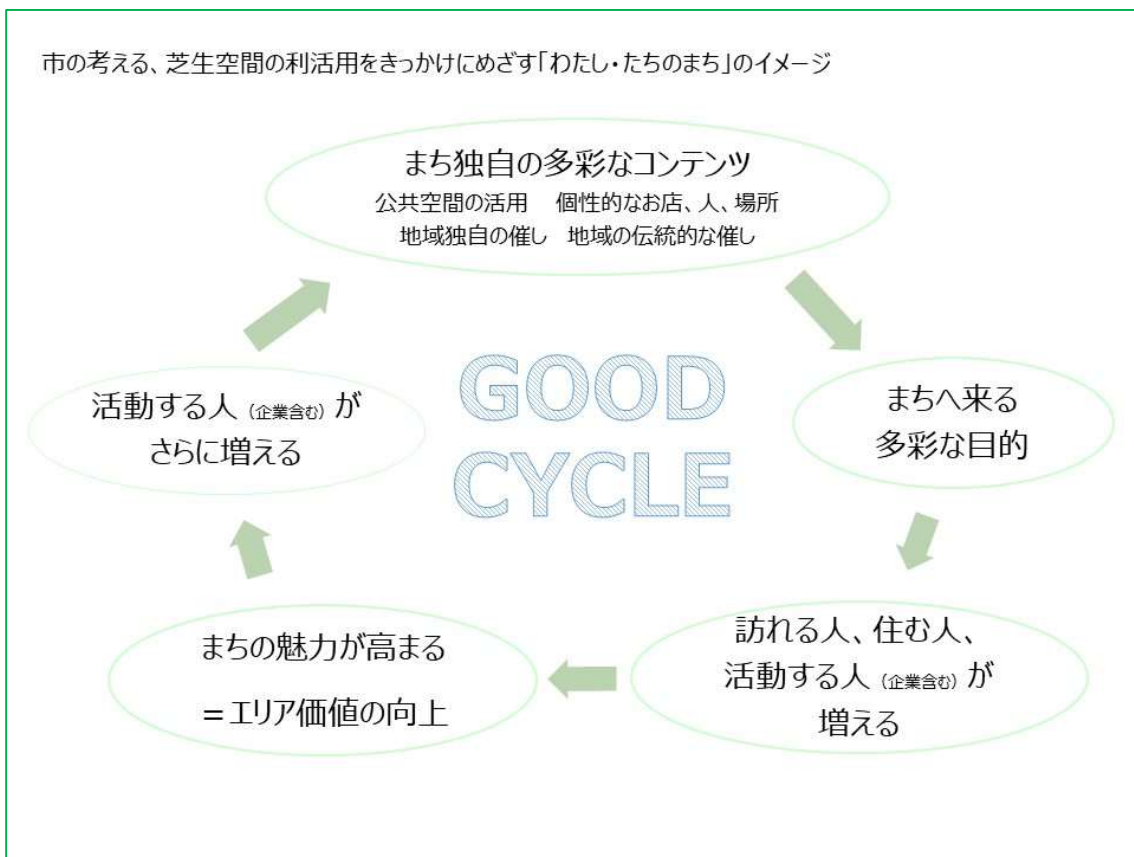
1 西大寺一条線芝生空間

奈良市西大寺一条線は、令和4年度に大和西大寺駅北口駅前広場とともに再整備を行い、芝生空間の整備を行いました。多くの人が行き交うこの場所で、奈良市としては「どんなことができるか、利用ニーズはあるか」・利用される方としては「考えた企画にはどんな反応があるか、採算性はあるか」等を確認するため、令和5年12月から令和7年10月までお試し利用制度「トライアル・サウンディング」により様々な利用をしていただきました。

令和7年11月からは、トライアル・サウンディングでの様々な利用により整理した利用条件のもと、芝生空間を貸し出します。

当面のところ貸出料は無料ですが、将来的には有料化を目指しています。

奈良市では、この西大寺一条線芝生空間の利活用により、訪れた人が居心地よく過ごすことができる空間となり、西大寺エリアのまちの魅力をより高める波及効果が生まれることを期待しています。

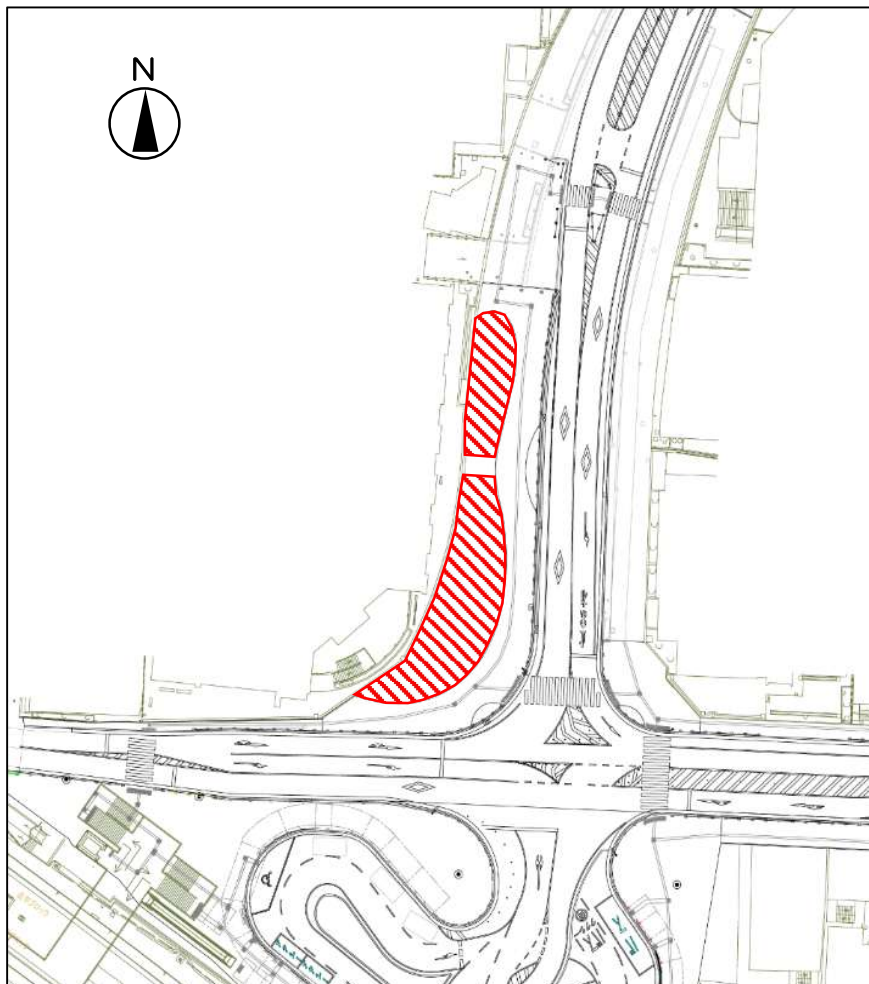


2 施設概要

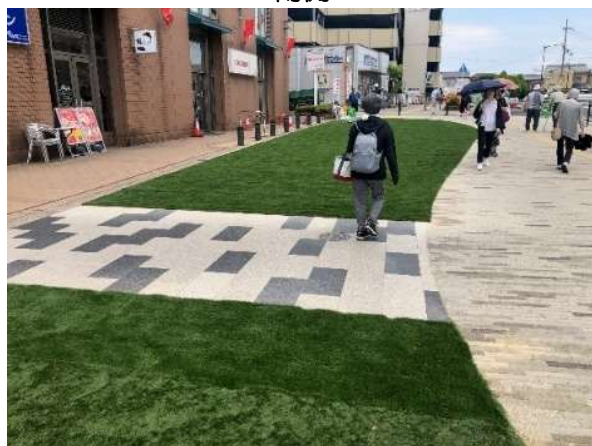
奈良市道 西大寺一条線の歩道部分（奈良市西大寺東町2丁目地内）

※芝生空間も歩道です

○位置図



南側



北側



○利用条件等

• 対象範囲

歩道上の人工芝部分で、約 420 m²です。(北側約 120 m²、南側約 300 m²)

• 貸出可能日数

最短 1 日～最長 1 ヶ月程度

• 貸出可能時間

終日 ※内容により利用可能時間に制限を設けることがあります。

• 貸出可能な内容

イベント形式での利用、1 店舗からの単独利用(短時間でも)、どちらも可能です。

下記以外の内容の場合は、奈良市都市政策課との事前相談が必要です。

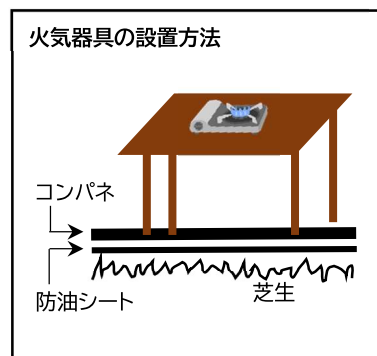
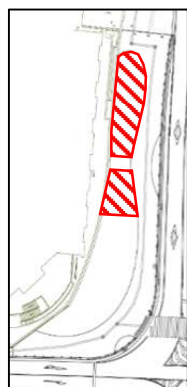
貸出可能な内容	補足説明
物販	—
飲食販売	キッチンカーは芝生上には乗り入れできません。キッチンカー配置希望の場合は、ご相談ください。 アルコール類の販売はできません。 調理のための火気器具は使用可能です。使用条件等があります。※1 をご確認ください。
パフォーマンス	音楽企画は実施条件があります。※2 をご確認ください。
制作系ワークショップ	—
子ども向け遊びコーナー	例：簡易遊具・ミニゲーム・フォトブース等の設置
撮影会	—
各種体験教室	—
各種プロモーション	—
テラス席・休憩スペースの設置	夜間は、利用者側の関係者が常時現場にいない場合は撤収が必要です。
展示	

※1 調理のための火気器具の使用についての使用条件

※使用条件にかかる必要物品は利用希望者にて用意してください。

- 防水・防油シート（ブルーシートなど）とコンパネを敷いた上に調理台を置き、その上での使用に限る。
- 消火器を設置すること。（1店舗につき1台）
- 調理エリアを十分に覆えるサイズのテントを張ること。
- 消防へ届け出をすること。届け出後、受理済印があるものの写しを都市政策課へ提出すること。
- 万が一人工芝を破損した場合のため、必ずイベント保険に加入すること。加入後、保険証書等加入内容がわかるものを都市政策課へ提出すること。
- においや煙のでるメニューの場合は、指定エリア内にて調理すること。

指定エリア



○使用可能な調理器具○

- 気体燃料を使用する器具（LPガスやカセットボンベを使用するガスコンロ等）
- 電気を熱源とする器具（電気コンロ、ホットプレート等）

×使用できない調理器具×

- 液体燃料を使用する器具（ガソリンや灯油などの危険物を使用する発電機等）
- 固体燃料を使用する器具（木材や炭などの可燃物を使用する薪ストーブ、焚火台、バーベキューコンロ、七輪等）

※2 音楽企画の実施条件

□実施可能時間：10時から19時

□連続実施時間：連続1時間まで

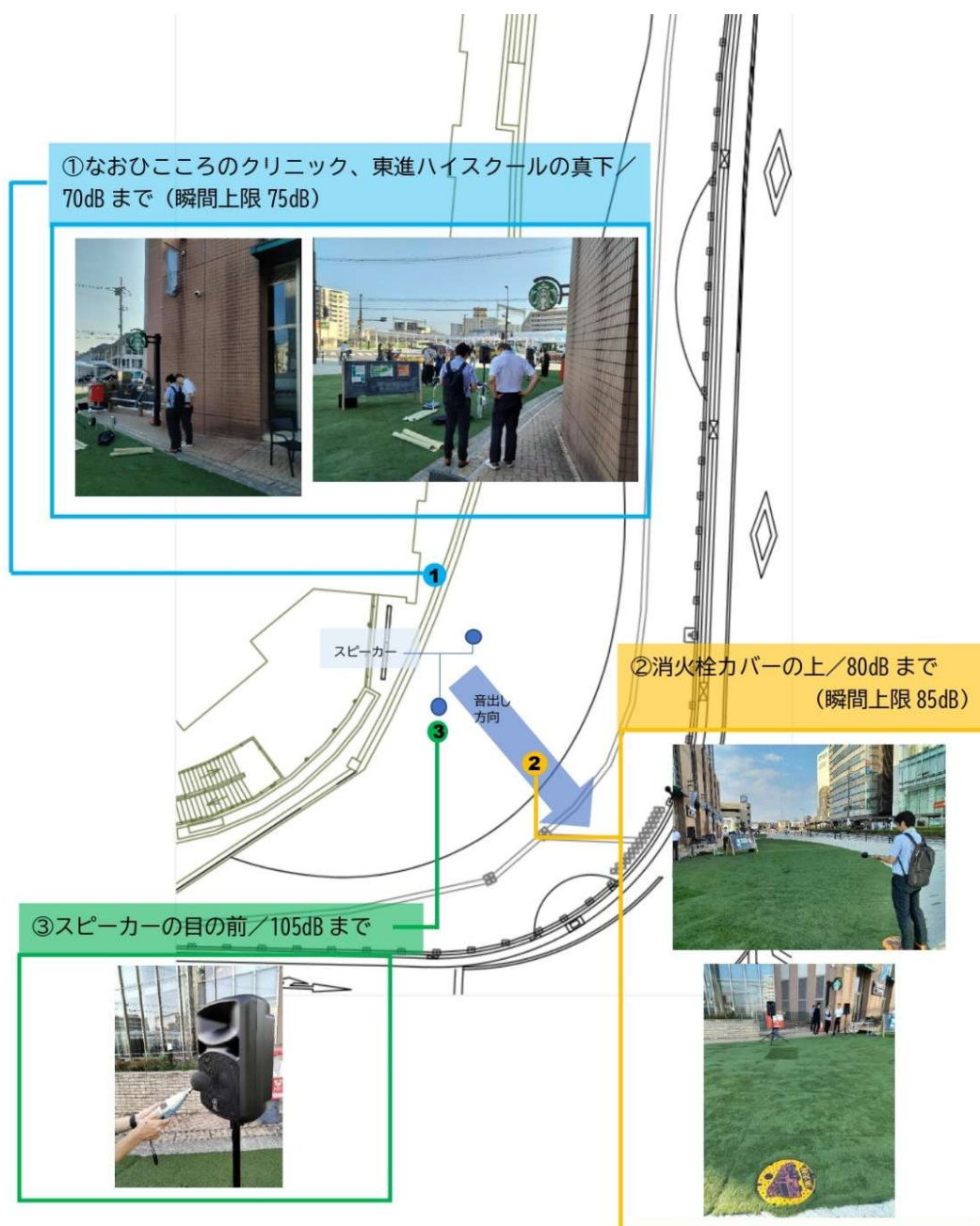
(次の音出しまでのインターバルは音出し時間以上とすること)

※会場の雰囲気醸成を目的としたBGMは利用時間中可能

□スピーカーの使用制限：出力20W以下のもののみ使用可能


□上限dB数：下記の指定位置で設定した上限dBを守ること

(騒音計は都市政策課から貸し出します。)



- ・資機材等の搬入に当たっては、事前にご相談ください。
- ・電源はありますが、大容量の機器の使用はできません。
(北側・南側各1か所、各1500Wまで)
- ・テントを張る場合、人工芝にペグは打てません。風が通る場所なので、重しを用意してください。

3 貸出手続きの流れ

1	<p>実施日の約6週間前までに</p> <p>奈良市都市政策課へ 貸出申し込み</p>	<p>下記のいずれかの方法で申し込みをしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸出申込書 <p>様式はホームページからダウンロードしていただき、メールでご提出ください。</p> <p>送信先：toshiseisaku@city.nara.lg.jp</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込フォーム <p>https://logoform.jp/form/p6et/1291305</p> <p>内容を市で審査し、利用条件に合致する場合は実施事業として貸出決定します。</p> 
2	<p>(企画内容の詳細が決まった時点で)</p> <p>※飲食物を提供する場合 奈良市保健所へ 食品衛生に関する届出</p>	<p>奈良市保健所保健衛生課にて必要な届出等を行ってください。(詳しくは奈良市保健所へお問合せください) 食品衛生・食中毒 - 奈良市ホームページ (nara.lg.jp)</p>
3	<p>実施日の約1週間前までに</p> <p>※火気器具を使用する場合 奈良市消防局へ 露店等の開設届出</p>	<p>奈良市消防局西大寺分署へ露店等の開設届を提出し、受理済写しの交付を受けてください。</p> <p>露店等の開設届出 - 奈良市ホームページ (nara.lg.jp)</p> <p>※実施内容によっては、他の届出が必要な場合もあります。</p>
4	<p>実施日の約1週間前までに</p> <p>奈良市土木管理課へ 道路使用届</p>	<p>奈良市土木管理課へ道路使用届のオンライン申請をしてください。(利用申込書・利用決定書・位置図等添付が必要)</p> <p>使用届 - 奈良市ホームページ (土木管理課)</p>

5	実施日の約1週間前までに	
	奈良警察署へ 道路使用許可申請	道路使用届提出後、奈良警察署に道路使用許可申請を行ってください。(届出済の道路使用届の添付が必要です) ※手数料 2,200 円必要 許可まで基本的に平日で中2日必要です。 道路使用申請手続 奈良県警察本部 (pref.nara.jp)
6	利用実施	申込時の実施計画に沿って芝生空間を利用してください。
7	利用後速やかに	
	奈良市都市政策課へ 利用報告	専用フォームでの利用報告をお願いします。専用フォーム URL は、貸出決定の際に都市政策課からお送りします。

※上記のほか、提案内容により必要になる届出、関係機関との調整がある場合は、利用者側で漏れなく行ってください。

4 貸出対象者等

(1) 貸出対象者

利用にあたり企画内容を実行する意思と能力(資格)を有する民間企業、NPO法人等の法人、個人事業主又は任意団体

(2) 利用者の役割分担

利用者は、単独又はグループ(複数の企業・団体等の共同体をいいます。)とし、グループで応募する場合には、参加表明時に利用希望者の構成員すべてを明らかにし、各々の役割分担を明確にすることとします。

(3) 貸出除外要件

次のいずれかに該当する者、内容には貸し出しません。

(ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者

(イ) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者

(ウ) 暴力団等(奈良市暴力団排除条例(平成24年奈良市条例第24号)第2条第3号に規定する暴力団等をいう。以下同じ。)に該当する者(利用希望者の構成

員に1名以上暴力団等に該当する者が含まれている場合、暴力団等に該当する者とみなす。)

- (工) 奈良市建設工事等入札参加者入札参加停止措置要領及び奈良市物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領に規定する入札参加停止の措置を受けている者
- (才) 本市の市税を滞納している者
- (力) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者
- (キ) 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供活動等
- (ク) 騒音や異臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される活動
- (ケ) 公序良俗に反し、又は反社会的な活動
- (コ) その他、市が本事業との関連性が低いと判断する行為

5 実施日が雨天の場合の予備日の設定について

実施日が雨天だった場合の予備日を、1日を上限として設定できます。

予備日を設定するかどうかは、利用者にてご判断ください。予備日を設定する場合は貸出申込時に貸出日欄に記載してください。

6 留意事項

(1) 費用負担

申込・利用に係る費用は、利用者の負担とします。

(2) 法令等の遵守

利用にあたっては、事前に利用者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令不適合のリスクは利用者に帰属することとします。

(3) 貸出中止をする場合について

申込時の利用内容に反する等、市から警告等が発せられても改善が見られない場合は、貸出を中止することがあります。

7 申込先・連絡先

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目一番一号

奈良市 都市整備部 都市政策課 松本、神野

TEL : 0742-93-6598 メール : toshiseisaku@city.nara.lg.jp